



県立学校 家族休暇制度の試行について

県立学校家族休暇制度とは

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業をはじめとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられています。

本制度は、保護者の責任のもとで子どもたちが平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。

制度の概要についてはこちら↓



県立西原高等学校



沖縄県・沖縄県教育委員会



<https://pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1028654.html>

【制度の概要】

■試行期間

令和7年度2・3学期

■対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

■取得できる日数

試行期間中3日まで

■休暇の取扱い

出席停止・忌引等

※欠席にはなりません。

■取得できない日

学校行事や定期テスト等がある日、その他学校が定める日

※(高校・一部の特支)取得することで出席日数不足・出席時数不足になる生徒は取得できません。

■対象となる活動

保護者ととともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

詳細は
「説明資料」「Q&A」を
ご覧ください

【届出について】

■届出の期限

取得日の1週間前までに学校へ届けてください。

■届出の方法

1 本校の申請書に記入し HR 担任に提出してください。

行事やテストの日は取得できません。予め行事計画をご確認ください

【お問い合わせ先】

■制度全般に関すること

県教育庁県立学校教育課

電話：098-866-2715

■届出手続等に関すること

県立西原高等学校

電話：098-945-5418